

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 6 月 30 日（金）第3327号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）	（水産振興課取扱い） 1
告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（3件）	（障害福祉課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出	（障害福祉課取扱い） 2
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（生活衛生課取扱い） 3
○肥料の登録	（食の安全推進課取扱い） 3
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い） 4
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い） 5
○県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農地整備課取扱い） 6
○平成29年度地籍調査事業計画の変更	（農地保全課取扱い） 6
○道路の区域の変更（2件）	（道路維持課取扱い） 7
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 7
○平成29年度自衛官の募集	（危機管理防災課取扱い） 8
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い） 9
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い） 10
○平成29年度第1回家畜人工授精講習会開催公告	（畜産課取扱い） 11
○河川法に基づく役勝川水系河川整備基本方針の公表	（河川課取扱い） 12
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）	（建築課取扱い） 12
選 挙 管 理 委 員 会 規 則	
○鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則（※）	（選挙管理委員会取扱い） 13

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第41号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条後段中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条の表青年漁業者等養成確保資金の部3の項貸付限度額の欄中「昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官通知」を「昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官依命通知」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ふれあい薬局	霧島市国分府中町34番38号	平成29年 4月15日	精神通院医療

鹿児島県告示第764号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社オーツー	鹿児島市石谷町1279番地4	訪問看護ステーションオーツー	鹿児島市上谷口町1611番地1 プランドール松元1階	平成29年 5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第765号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
長谷川医院	薩摩川内市横馬場町3番25号	平成29年 7月8日	精神通院医療

鹿児島県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
公益財団法人慈愛会いづろ今村病院 鹿児島市堀江町17番1号	名称	公益財団法人慈愛会今村病院	公益財団法人慈愛会いづろ今村病院	精神通院医療

鹿児島県告示第767号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習日程
平成29年11月13日（月）、同月20日（月）及び同年12月4日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
18,000円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号福岡生活衛生食品会館3階
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第768号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1334号	平成29年5月2日	平成35年5月1日	肉かす粉末	肥料 Ke	窒素全量 12.0	該当なし	株式会社 三道食品	日置市東市来町南神之川370番地
鹿児島県肥第1335号	平成29年6月16日	平成35年6月15日	混合有機質肥料	肉骨粉入りマルチ有機	窒素全量 3.3 りん酸全量 3.7 加里全量 2.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	マルイファーム株式会社	出水市平和町225番地
鹿児島県肥第	平成29年6月16日	平成35年6月15日	乾血及びその	血の源	窒素全量 10.0	その他の制限事項	有限会社 鹿児島油	日置市伊集院町寺

1336号			粉末			は公定規格のとおり	脂工業	脇87番地
鹿児島県肥第1337号	平成29年6月16日	平成35年6月15日	肉骨粉	豚の粒	窒素全量 8.5 りん酸全量 9.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油 脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第769号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年3月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
みらい飼料（株） 志布志工場 5010601047814 （志布志市）	（株）入来運送 8340001008744 （薩摩郡さつま町）	ブロイラー肥育前期用配合飼料	江夏ブロイラー前期M	平成 29.2	重金属－カドミウム	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	江夏ブロイラー仕上	29.2	重金属－カドミウム	無
ジェイエ北九州くみあい飼料（株） 熊本工場 7290001007083 （熊本県八代市）	（株）入来運送 8340001008744 （薩摩郡さつま町）	ブロイラー肥育後期用配合飼料	サツマイモドリ仕上	29.2	重金属－カドミウム	無
		ほ乳期子牛育成用配合飼料	すこやかネオスタート	29.2	重金属－カドミウム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
長浜商産（株） 宮之城工場 8340001009148 （薩摩郡さつま町）	同左	クックパワー	平成 29.2	栄養成分等－粗たん白質，粗繊維，粗灰分	無
（株）ヤマトゼム	同左	ヒューマスげん太くん	29.3	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

国分工場 4340001008269 (霧島市)					
中部飼料(株) 志布志工場 2180001094757 (志布志市)	同 左	マル中印成鶏飼育 用配合飼料スーパー17	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印ブロイラー 肥育後期用配合 飼料EMD後期	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印ブロイラー 肥育後期用配合 飼料EMD仕上	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉豚肥育 用配合飼料肉豚U Pペレ	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印種豚飼育 用配合飼料スーパー ブリード	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉牛繁殖 用配合飼料藤嶺繁 殖	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉用牛肥 育用配合飼料煌め き	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印ぶり類用 配合飼料ハマチE Pプレミア16号V	29.3	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高尾野町江内土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 野平 正雄 出水市高尾野町江内7764番地
- 理事 柏木 洋二 出水市高尾野町江内4576番地 2
- 理事 野添 輝夫 出水市高尾野町江内7306番地
- 理事 野崎 敏明 出水市高尾野町江内5795番地 4
- 理事 井手上文雄 出水市高尾野町江内4239番地 4
- 理事 野添 秀樹 出水市高尾野町江内3738番地69
- 理事 溝上 庄治 出水市高尾野町江内7690番地 4
- 理事 柳ヶ水三郎 出水市高尾野町江内7227番地 1
- 理事 上野 涉 出水市高尾野町江内1132番地
- 監事 山下 義範 出水市高尾野町江内4863番地 1
- 監事 野添 良一 出水市高尾野町江内4028番地
- 監事 松下 末弘 阿久根市脇本3695番地

(任期 平成29年 5 月 5 日から平成33年 5 月 4 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	野平 正雄	出水市高尾野町江内7764番地
理事	柏木 洋二	出水市高尾野町江内4576番地 2
理事	中尾 洋幸	出水市高尾野町江内7495番地 1
理事	野崎 敏明	出水市高尾野町江内5795番地 4
理事	杉 勝利	出水市高尾野町江内2503番地
理事	椎木 豊	出水市高尾野町江内3717番地 1
理事	溝上 庄治	出水市高尾野町江内7690番地 4
理事	柳ヶ水三郎	出水市高尾野町江内7227番地 1
理事	上野 渉	出水市高尾野町江内1132番地
監事	荒平 政志	出水市高尾野町江内4934番地 3
監事	野村 武信	出水市高尾野町江内4050番地
監事	十部 正市	阿久根市脇本4902番地11

鹿児島県告示第771号

土地改良事業県営防災ダム（農用地保全）高松地区の工事は、平成29年3月29日に完了した。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第772号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）上名地区の工事は、平成29年3月30日に完了した。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第773号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成29年度地籍調査事業計画（平成29年4月25日鹿児島県告示第602号をもって公示）の一部を平成29年5月31日付けで次のとおり変更した。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
西之表市	西之表市桜が丘の一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
奄美市	奄美市笠利町大字和野、名瀬長浜町及び住用町大字役勝の各一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
肝付町	肝付町後田の一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
中種子町	中種子町納官の一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
南種子町	南種子町平山の一部	平成29年4月1日から	調査期間	平成29年4月1日から	平成29年4月1日から

		平成30年3月31日まで		同年5月31日まで	平成30年3月31日まで
宇検村	宇検村生勝の一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
瀬戸内町	瀬戸内町節子及び嘉徳の各一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
龍郷町	龍郷町浦の一部	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	調査期間	平成29年4月1日から同年5月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鹿児島県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年6月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	篠川下福線	大島郡瀬戸内町大字篠川字能佐74番5地先から同町大字篠川字深山209番1地先まで	前	6.2～53.5	1,359.2
			前	9.0～38.2	520.8
			後	9.0～38.2	520.8

鹿児島県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年6月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字濱深谷203番1地先から同村黒島字西中里村204番1地先まで	前	6.4～10.3	262.1
			後	10.5～71.8	237.0

鹿児島県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年6月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道	片泊大里港線	鹿児島郡三島村黒島字濱深谷203番1地先から同村黒島字西中里村204番1地先まで	平成29年 6月30日

鹿児島県告示第777号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成29年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
平成29年7月1日から同年9月8日まで
- (2) 女子
平成29年7月1日から同年9月8日まで

3 試験期日

- (1) 男子筆記試験
本土 平成29年9月16日
離島 平成29年9月17日
- (2) 男子口述試験及び身体検査
本土 平成29年9月19日から同月21日まで
離島 平成29年9月19日
- (3) 女子筆記試験
本土 平成29年9月16日
離島 平成29年9月17日
- (4) 女子口述試験及び身体検査
本土 平成29年9月22日
離島 平成29年9月19日

4 応募年齢

採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

(1) 男子筆記試験

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農国会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

(2) 男子口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

(3) 女子筆記試験

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農国会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

(4) 女子口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年6月30日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年6月30日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリいちき串木野店

いちき串木野市東塩田町232番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

- 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年2月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,419平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 54台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物南側 10台
第2駐輪場 建物南側 7台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地北東側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口1箇所 建物敷地南側
出口1箇所 建物敷地南側
出入口1箇所 建物敷地東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年6月20日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年6月30日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ソレイユタウン加治木
始良市加治木町木田159番地2 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
- (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年12月27日
- (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年12月27日
- 3 意見の概要
- (1) 交通・騒音について

駐車場を出入りする車両の台数や運転マナーの悪さによる騒音発生が考えられるので、駐車場利用者に空ぶかしや急発進等をしないように注意喚起するとともに、近隣住民等の良好な生活環境の保持について、状況に応じた十分な対策を講じること。

(2) 防犯について

営業時間の延長により、少年等が、い集する可能性があることから、店内外の定期的な警戒活動や駐車場側を撮影する防犯カメラの設置など、対策に努めること。また、異常があったり、少年等が、い集していた場合は、躊躇することなく始良警察署又は110番通報すること。

(3) その他

近隣住民の生活環境の保持を阻害するような事象が発生した場合には、本市及び関係機関等に速やかに報告し、必要な協議を行ったうえで対策を講じること。また、本市から協議を求められた場合においてはこれに速やかに応じること。

.....

平成29年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開催期日

平成29年9月19日（火）から同年10月24日（火）までの日（県の休日を除く。）

2 開催場所

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）

3 講習会の定員

30人

4 講習会に係る家畜の種類

牛

5 受講及び修業試験の免除

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

ア 学科 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理又は種付けの理論

イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定

- (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

6 受講手続

- (1) 提出書類等

ア 家畜人工授精講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し

- (2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

- (3) 提出書類等の受付期間

平成29年7月11日（火）から同月20日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年7月20日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講手数料

34,200円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成29年8月10日（木）午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎7階）共用会議室7-A-3

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成29年7月28日（金）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成29年8月23日（水）までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

河川法に基づく役勝川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、役勝川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市隼人町眞孝字鶴牟田446番6、447番3、449番6、450番3、451番3、452番3、453番3、454番3、455番3、456番3、457番3、458番3、459番3、473番2の一部、473番6、473番7、473番8、473番9、479番1、479番2、480番、484番、485番、486番及び487番

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田久男

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市溝辺町麓字麓原1431番1，1432番1及び1432番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社
代表取締役 渡邊健二

選挙管理委員会規則

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第2号

鹿児島県選挙事務等取扱規程の一部を改正する規則

鹿児島県選挙事務等取扱規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式（その1）中「縦覧」を「閲覧」に、

- 「1 管理計画表を添付すること。」を
「1 管理計画表を添付すること。」

なお、選挙期日が未定の場合は、この届出においては選挙を行うべき事由のみ記載に
することとし、選挙期日決定後、直ちに管理計画表を提出すること。」

改める。

別記第5号様式（その2）中「縦覧」を「閲覧」に、

- 「 管理計画表を添付すること。」を
「 管理計画表を添付すること。」

なお、選挙期日が未定の場合は、この届出においては選挙を行うべき事由のみ記載す
ることとし、選挙期日決定後、直ちに管理計画表を提出すること。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。